

昭和二十五年法律第百四十四号

生活保護法

目次

第一回 総則（第一条—第六条）	第二章 保護の原則（第七条—第六条）
第三章 保護の種類及び範囲（第十一条—第十九条）	第三章 保護の種類及び範囲（第十九条—第二十一条）
第四章 保護の方法（第三十条—第三十七条の二）	第五章 保護の方法（第三十条—第三十七条の二）
第五章 保護施設（第三十八条—第四十八条）	第六章 保護施設（第三十八条—第四十八条）
第六章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条—第五十五条の三）	第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条—第五十五条の三）
第七章 就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四—第五十五条の六）	第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四—第五十五条の六）
第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七—第五十五条の九）	第十章 被保護者の権利及び義務（第五十六条）
第十章 不服申立て（第六十四条—第六十九条）	第十一章 費用（第七十条—第八十条）
附則	第十二章 雑則（第八十条の二—第八十七条）

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、國が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(保護の補足性)

第三条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

(必要即応の原則)

第四条 保護は、生活により保障される最低限度の生

活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第五条 保護は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これを維持することができない者に対する、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

(最低生活)

第六条 保護は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これを維持することができない者に対する、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

(最低生活)

第七条 保護は、厚生労働大臣の定める基準によ

り測定した要保護者の需要を基とし、そのう

ち、その者の金銭又は物品で満たすことのでき

ない不足分を補う程度において行うものとす

れる。

(基準及び程度の原則)

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準によ

り測定した要保護者の需要を基とし、そのう

ち、その者の金銭又は物品で満たすことのでき

ない不足分を補う程度において行うものとす

れる。

(基準及び程度の原則)

第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健

康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(必要即応の原則)

第十条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健

康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(必要即応の原則)

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

(種類)

第一 生活扶助

第二 教育扶助

第三 住宅扶助

第四 医療扶助

第五 介護扶助

第六 出産扶助

第七 生業扶助

第八 葬祭扶助

同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随时対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

4 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための該当要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問ハビリティーション、同条第五項に規定する介護予防管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所介護、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防その他の身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活に護及びこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他の身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活に

における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者のうち同法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

**（出産扶助）**

**第十六条** 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 分べんの介助
- 二 分べん前及び分べん後の処置
- 三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

**（生業扶助）**

**第十七条** 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長するとのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

**（葬祭扶助）**

**第十八条** 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
- 二 死体の運搬
- 三 火葬又は埋葬

## 第四章 保護の機関及び実施機関

（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

一 居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）

三 介護予防（第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）介護予防特定

4 施設入居者生活介護（同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。

5 ) 介護予防を行う者

6 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管轄に属する行政庁に限り、委託することができる。

7 「保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより実施に関する事務の全部又は一部を、その管轄に属する行政庁に限り、委託して行うことができる。」

8 福祉事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」という。）は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対し、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。

9 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、次に掲げる事項を行うものとする。

10 一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。

11 二 第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取った場合において、これを保護の実施機関に送付すること。

12 三 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、被保護者等に対し、保護金品を交付すること。

13 四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行うこと。

（職権の委任）

第二十一条 都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

（補助機関）

第二十二条 民生委員法（昭和二十三年法律第二百四十九号）に定める民生委員は、この法律の施

行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

### (事務監査)

**第二十三条** 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3 第一項の規定により指定すべき職員の資格については、政令で定める。

### (申請による保護の開始及び変更)

**第二十四条** 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

三 保護を受けようとする理由

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。通知しなければならない場合は、決定の理由を附さなければならぬ。

4 前項の書面には、決定の理由を附さなければならぬ。

5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者を通じて、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特に理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

6 保護の実施機関は、同項の規定による期間内に規定する期間内に第三項の通知を示しなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対する書面をもつて厚生労働省令で定める者からの保護の変更の申請について準用する。

9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取ったときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他の保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

(職権による保護の開始及び変更)

**第二十五条** 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行ふ。町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九条第六項に規定する保護を行わなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

4 前項の書面には、決定の理由を附さなければならぬ。

5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者を通じて、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これ又被保護者に通知しなければならない。第二十一条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

### (指導及び指示)

**第二十七条** 保護の実施機関は、被保護者に対しても、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要な最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(相談及び助言)

**第二十七条の二** 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業を行うほか、被保護者から求めがあつたときは、被保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

(報告、調査及び検診)

**第二十八条** 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に對して、報告を求める。若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対しても、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に對して、報告を求める。若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対しても、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

3 第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者への届け出を受けることとする。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(資料の提供等)

2 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に對して、報告を求める。若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対しても、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

3 第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、次の各号に掲げる者への届け出を受けることとする。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(資料の提供等)

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に對して、報告を求める。若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対しても、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

3 第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、次の各号に掲げる者への届け出を受けることとする。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

の身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

求があるときは、これを提示しなければならない。

被保護者に通知しなければならない。第二十一条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

### (指導及び指示)

**第二十七条** 保護の実施機関は、被保護者に対しても、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要な最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(相談及び助言)

**第二十七条の二** 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業を行うほか、被保護者から求めがあつたときは、被保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

(報告、調査及び検診)

**第二十八条** 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に對して、報告を求める。若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対しても、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に對して、報告を求める。若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対しても、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

3 第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、次の各号に掲げる者への届け出を受けることとする。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(資料の提供等)

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に對して、報告を求める。若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対しても、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

3 第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、次の各号に掲げる者への届け出を受けることとする。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(資料の提供等)

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に對して、報告を求める。若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対しても、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

3 第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があるときは、次の各号に掲げる者への届け出を受けることとする。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。







又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

三 前号の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

**第四十九条の三** 第四十九条の指定は、六年」として同様にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同一項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第五十条** 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めどおりに、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従う（変更の届出等）。

**第五十条の二** 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、

厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

**第五十一条** 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができない。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を全くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しくわななければならぬ。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしてしまうとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（診療方針及び診療報酬）

**第五十二条** 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

（医療費の審査及び支払）

**第五十三条** 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によって請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聽かなければならぬ。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

（報告等）

**第五十四条** 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に對して、必要と認める事項の報告若しくは診療

録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は當

該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（規定期による検査について準用する）

**第五十四条の二** 厚生労働大臣は、國の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者又は介護業者、その事業として介護予防を行う者若しくは居宅介護支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護業者、特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

（介護機関の指定等）

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

3 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その

該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。

5 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支

「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」の場合は「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。以下この章における「指定介護機関」という。」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基づき法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定介護機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとのほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。  
（助産機関及び施術機関の指定等）

び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十一条の二、第五十五条（第二項第四号、第六六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師（以下この章においてそれぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」という。）」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関又は指定施術機関が、都道府県知事」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」とあるのは「指定医療機関」であるが、次の一」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、都道府県知事」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」とあるのは「厚生労働大臣の指定した医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」とあるのは「厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」とあるのは「厚生労働大臣の指定した医療機関」とあるのは「厚生労働大臣又は從業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」

と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理業者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理業者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは、「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは、「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

第五十五条の四

## 四 付金の支給 都道府県

知事、市長及び福祉事

第五十五条の四

## 四 付金の支給







二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める事務に係る被保護者又は被保険者以外の者に係る受給者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したものをいう。(あつて、当該データベース記録された情報が他の提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

三 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

四 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対する期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。(報告及び検査)

五 第八十一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入って質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

六 第二十八条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。(社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託)

第八十条の四 保護の実施機関は、医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の厚生

労働省令で定める事務に係る被保護者又は被保護者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に關する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。

二 保護の実施機関は、前項の規定により事務を委託する場合は、他の保護の実施機関、社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付その他事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区と共同して委託するものとする。

三 (関係者の連携及び協力)

第八十条の五 国、都道府県及び市町村並びに指定医療機関その他の関係者は、第三十四条第六項に規定する電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。(後見人選任の請求)

四 第八十二条の二 都道府県知事は、親権者及び後見人の職務を行う者がないときは、保護の実施機関は、すみやかに後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。(都道府県の援助等)

五 第八十三条の二 都道府県知事は、指定医療機関について第五十一条第二項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に對し、その事實を通知しなければならない。(実施命令)

六 第八十四条 第二項の規定により、厚生労働大臣は、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行なうことができる。

七 第二十九条第三項の規定は前項の規定による規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該

者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。(町村の一部事務組合等)

第八十二条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十七条の三)は、理事会又は広域連合の長(同法第二百九十二条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会)を福祉事務所を管理する町村長とみなす。(保護の実施機関が変更した場合の経過規定)

第八十三条 町村の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関に変更があつた場合においては、変更前の保護の実施機関がした保護の開始又は変更の申請の受理及び保護に関する決定は、変更後の保護の実施機関がした申請の受理又は決定とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであった保護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものと定めた規則によるものとする。(保護の実施機関についての特例)

第八十四条 第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三条)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この条において「障害者支援施設」という。)に入所している者、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下この条において「のぞみの園」といいう。)に入所している者、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の主務省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所していることとされており、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

第八十四条 第二項の規定により、厚生労働大臣の事務執行について必要な細則は、厚生労働省令で定められる。(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第八十四条の二 この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他のその執行について必要な細則は、厚生労働大臣の事務執行について必要な細則は、厚生労働省令で定められる。

(大都市等の特例)

第八十四条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行なうに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該

「中核市」という。においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした处分に係る審査請求について準用する。

三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

七 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

八 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

九 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

十 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

十一 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

十二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

十三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

十四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

十五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

十六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

十七 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

十八 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

十九 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

二十 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

二十一 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

二十二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

二十三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

二十四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

二十五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

二十六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

二十七 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

二十八 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

二十九 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

三十 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

三十一 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

三十二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

三十三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

三十四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

三十五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

三十六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

三十七 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

三十八 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

三十九 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

四十 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

四十一 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

四十二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

四十三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

四十四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

四十五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

四十六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

四十七 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

四十八 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

四十九 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

五十 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

五十一 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

五十二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

五十三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

五十四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

五十五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

五十六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

五十七 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

五十八 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

五十九 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

六十 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

六十一 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

六十二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

六十三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

六十四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

六十五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

六十六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

六十七 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

六十八 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

六十九 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

七十 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

七十一 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

七十二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

七十三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

七十四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

七十五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

七十六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

七十七 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

七十八 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

七十九 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

八十 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

八十一 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

八十二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

八十三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

八十四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

八十五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

八十六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

八十七 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

八十八 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

八十九 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

九十 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

九十一 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

九十二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

九十三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

九十四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

九十五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

九十六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

九十七 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

九十八 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

九十九 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百零一 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百零二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百零三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百零四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百零五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百零六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百零七 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百零八 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百零九 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百一〇 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百一一 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百一二 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百一三 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百一四 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百一五 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

一百一六 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。



- 1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 第八十三条の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。

3 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

附 則（昭和二七年六月三〇日法律第二一九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月一四日法律第三〇五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六条及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和二八年三月二三日法律第二一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一日法律第一五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二一三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

3 この法律施行の際、従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

附 則（昭和二九年三月三一日法律第二八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百四十七号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁

る。 5 2 1 2 1 附 則 (昭和三十一年一二月二〇日法律第  
一七九号) 1 この法律は、公布の日から施行する。  
この法律による改正前の生活保護法第四十九  
条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師  
がこの法律の施行の際現に従事している  
薬局は、この法律による改正後の同法同条の規  
定により都道府県知事が指定した薬局とみな  
す。

附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一  
四〇号) 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行  
する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に  
特別の定めがある場合を除き、この法律の施行  
前に生じた事項にも適用する。ただし、この法  
律による改正前の規定によつて生じた効力を妨  
げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟に  
ついては、当該訴訟を提起することができない  
旨を定めるこの法律による改正後の規定にかか  
わらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の  
管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨  
のこの法律による改正後の規定にかかわらず、  
なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改  
正前の規定による出訴期間が進行している処分又  
は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な  
お従前の例による。ただし、この法律による改  
正後の規定による出訴期間がこの法律による改  
正前の規定による出訴期間より短い場合に限

- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に係属している処分又は裁決による当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。ただし、裁判所は、原告の申立てによつて、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法によることができるものとされ、かつ、その提起期日から起算することができる。

6 この法律による改訂前の規定により訴願等をすてての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。



(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。) 第二百四十四条の規定に係る部分に限る。(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。) 並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に關する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。) 並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十三条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(国等の事務)

(国等の事務) 公布の日

規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のあるそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第五項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるものの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十六条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
**(施行期日)**

**第三条** 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百四十九号）附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお從前の例による。  
一から二十五まで 略

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

**附 則** （平成二年二月二二日法律第一六〇号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則** （平成一二年六月七日法律第一一号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

**二** 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十四条の規定並びに第十三条中生活保護法第八条の規定（「收容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一條から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二条、第三十二条及び第三十五条の規定、附則第三十九条中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十

（罰則）  
**第二条** 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(罰則に関する経過措置)  
**第二十八条** この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
**第二十九条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
**附 則（平成一三年一二月一二日法律第一五三号）抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(処分、手続等に関する経過措置)  
**第四十二条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。  
(罰則に関する経過措置)  
**第四十三条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることがされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



五条から第九十条まで、第九十二条、第九十九条、  
三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条  
から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百  
十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百五十  
一条の規定 平成十八年十月一日

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

**第八十条** 附則第七十八条の規定による改正後の  
生活保護法第八十四条の三の規定は、施行日以  
後に、同条に規定する施設又は住居に入所し、  
又は入居した者について、適用する。

**第八十一条** 当分の間、附則第七十九条の規定に  
よる改正後の生活保護法（以下この条において  
「新法」という。）第八十四条の三中「第十八条  
第二項の規定により障害者の日常生活及び社会  
生活を総合的に支援するための法律（平成十七  
年法律第二百二十三号）」とあるのは、「第十八条  
第一項の規定により障害者の日常生活及び社会  
生活を総合的に支援するための法律（平成十七  
年法律第二百二十三号）」第五条第十八項に規定する  
共同生活援助（以下この条において「共同生  
活援助」という。）を行う住居に入居している  
者若しくは身体障害者福祉法第十八条第二項の  
規定により障害者の日常生活及び社会生活を総  
合的に支援するための法律」と、「第十六条第一  
項第二号」とあるのは、「第十五条の四の規定  
により共同生活援助を行う住居に入居している  
者若しくは同法第十六条第一項第二号」と、「  
に対する」とあるのは「若しくは共同生活援  
助を行う住居に入居している者に対する」と、  
「施設に引き続き入所して」とあるのは「施設  
又は住居に引き続き入所し、又は入居して」と  
する。

**2** 前項の規定により読み替えられた新法第八十  
四条の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる  
規定の施行の日以後に、同項の規定により読み  
替えられた新法第八十四条の三に規定する施設  
又は住居に入所し、又は入居した者について、  
適用する。

**3** 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項  
の規定によりなお從前の例により運営するこ  
とができることとされた附則第四十一条第一項  
に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第  
五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設  
(附則第五十二条の規定による改正前の知的障  
害者福祉法第二十二条の人に規定する知的障害  
者通勤寮を除く。)は、障害者支援施設とみな  
して、新法第八十四条の三の規定を適用する。

**（罰則の適用に関する経過措置）**

この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第一百一十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年三月三一日法律第二〇号）抄

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

**第二条** この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお前前の例による。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

**第七条** この法律の施行前に行われた第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項の規定による国の貸付けについては、旧生活保護法附則第十三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力有する。この場合において、同項中「附則第九項」とあるのは、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、「第七十五条第一項」とあるのは、「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

下「新生活保護法」という。）附則第十項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項の貸付金についても適用する。この場合において、新生活保護法附則第十項中「前一項」とあるのは、「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

項」とあるのは、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十号。附則第十三項において「一部改正法」という。)第四条の規定による改正前の生活保護法(以下「旧生活保護法」という。)附則第九項」と、新生活保護法附則第十ー項中「附則第九項」とあるのは、「旧生活保護法附則第九項」と、新生活保護法附則第十三項中「都道府県」とあるのは、「市町村(指定都市等を除く。次項において同じ。)又は都道府県」と、「附則第九項」とあるのは、「旧生活保護法附則第九項」と、「前項」とあるのは、「一部改正法附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧生活保護法附則第十三項」と、新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるのは、「旧生活保護法附則第九項」と、「都道府県」とあるのは、「市町村又は都道府県」とする。(その他の経過措置の政令への委任)

**第十一条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一八年六月二一日法律第五三号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第二百二十四条並びに第二百三十三条から第二百三十三条までの規定 公布の日  
二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百十一条、第一百十一条の二及び第一百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

**第一百三十条の二** 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下

この条において「旧介護保険法」という。) 第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定(これら二の規定に基づく命令の規定を含む。)は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付について、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十七条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該处分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有することとされ定を適用する。

罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一百三十二条** この法律の施行前に改正前のそれ  
ぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この  
の条において同じ。）の規定によつてした処分、  
手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれ  
の法律の規定に相当の規定があるものは、この  
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の  
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの  
とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれそれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
(その他の留置告置の命令)(委任)

（この他の経過措置の政令への委任）

**百三十一条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年一二月二〇日法律第一二六号）抄

（施行期日等）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二八日法律第四二二号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年一二月一〇日法律第  
七号）抄

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十

（施行前の準備）  
**第三十七条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二二の二に改める部分に限る。第三号において同じ。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。）並びに同法第七十七条第三項及び第十八条第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第三十九条及び第三十九条の規定 公布の日  
二 略  
三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第四条から第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第七十七条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条规定、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第七項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十二条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。  
**(罰則の適用に関する経過措置)**  
**第三十八条** この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(その他経過措置の政令への委任)**  
**第三十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
**附 則 (平成二三年五月二日法律第四〇号) 抄**  
**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**(調整規定)**  
**第十三条** この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

（施行期日）  
抄  
（二号）  
**附 則**（平成二十三年六月二二日法律第七百五十二条の二）  
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四百四条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは「」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第五十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対する財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定（検討）  
（検討）  
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(生活保護法の一一部改正に伴う経過措置)  
第二十三条 新生活保護法附則第十五項の規定は、新生活保護法第三十一条第四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに新生活保護法第三十四条の二第二項の規定により委託して介護扶助が行われている新生活保護法第六条第一項に規定する被保護者について、適用する。  
(罰則に関する経過措置)  
第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げられた規定にあっては、当該規定）の施行前にした



施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定（公布の日）	附則（平成二十四年六月二十七日法律第五号）抄
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第十条及び第二十八条の規定（公布の日）	（施行期日）
二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）	（施行期日）
第十条 附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定（平成二十六年四月一日）	（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第一百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第一百十条、第一百十一条、第一百二十七条第一項、第二百七十二条及び第二百五十九条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第節第五款中第二百五十二条を第二百五十二条の六とし、同条の改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の七に二条を加える改正規定、同条を第二百八十七条及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十二条第一項、第二百九十二条の二第二項、第二百九十四条、第二百九十五条の四第二項、第二百九十六条の六、第二百九十七条の八第二項、第二百九十八条及び第二百九十九条第一項の改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）	附則（平成二十四年九月五日法律第七二号）抄
第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	（施行期日）
二 第二条、第三条及び第二十三条の規定並びに附則第三条及び第二十三条の規定（政令への委任）	（施行期日）
第十一条 附則第五项を同条第六项とし、同条第四项を同条第五项とし、同条第三项中「前項」を「第二項」に改め、同项を同条第四项とし、同条第二项の次に一項を加える部分に限る）及び同法第六十条の改正規定（平成二十六年一月一日）	（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）	附則（平成二十五年一月二十七日法律第八四号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）	（施行期日）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（申請による保護の開始及び変更に関する経過措置）	（検討）
第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた保護の開始又は変更の申請であつて、この法律の施行の際、保護の開始又は変更の決定がされていないものについてのこれら処分については、なお従前の例による。	（施行日）
2 第一条の規定による改正後の生活保護法（以下「平成二十六年改正後生活保護法」という。）第二十四条第八項の規定は、施行日以後にされた保護の開始の申請について適用する。（調査の嘱託に関する経過措置）	（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（一 略）	附則（平成二十五年一二月一三日法律第一〇三号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（附則第十七条の規定、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号））	（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（附則第十六条の規定）	（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（附則第十六条の規定）	（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（附則第十六条の規定）	（施行期日）









(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項の改正規定、第二条中船員保険法第百五十三条の十第二項の改正規定、第四条中国民健康保険法第百十三条の三第二項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第二項の改正規定及び第十四条の規定並びに附則第十九条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条の規定、附則第二十二条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三第三第一項の改正規定、附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定、附則第二十六条中生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十条の四第二項の改正規定及び附則第二十九条の規定公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

別表第一（第二十九条関係）

二 厚生労働大臣	府県知事	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
一 総務大臣	臣又は都道府県知事	通大臣	三 市町村	八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報	八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業訓練受講給付金の支給に関する情報
二 厚生労働大臣	臣又は都道府県知事	四 國土交	長 通大臣	九 都道府県	九 都道府県
三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）による療養手当の支給に関する情報	二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援助に関する情報	五 公務員共済組合	五 公務員共済組合	五 公務員共済組合	五 公務員共済組合
四 戰傷病者特別援護法（昭和三十年法律第五十号）による給付の支給に関する情報	五 手当の支給に関する情報	六 都道府県	六 都道府県	六 都道府県	六 都道府県
五 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六十六号）による給付の支給に関する情報	七 公務員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）による就職促進給付金の支給に関する情報	七 市町村	七 市町村	七 市町村	七 市町村

二 厚生労働大臣	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
一 総務大臣	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
二 厚生労働大臣	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）による療養手当の支給に関する情報	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
四 戰傷病者特別援護法（昭和三十年法律第五十号）による給付の支給に関する情報	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
五 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六十六号）による給付の支給に関する情報	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報

二 厚生労働大臣	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
一 総務大臣	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
二 厚生労働大臣	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）による療養手当の支給に関する情報	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
四 戰傷病者特別援護法（昭和三十年法律第五十号）による給付の支給に関する情報	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
五 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六十六号）による給付の支給に関する情報	都道府県	市町村	長五 税務署	六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報

十五	その他の政令で定める事項に関する情報	十五	その他の政令で定める事項に関する情報	
他政令で定める者	備考 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。	二 執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)附則第三条第一項の規定によりなお從前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法(昭和四十五年法律第二百十一号)附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報	同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国會議員互助金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する情報	
別表第二（第五十四条の二関係）	四 四の項下欄の厚生労働省令 国土交通大臣 五 五の項下欄、八の項下欄(第三号に係る部分に限る。)及び九の項下欄(第二号に係る部分に限る。)の厚生労働省令 財務大臣 六 八の項下欄(第一号に係る部分に限る。)及び九の項下欄(第一号に係る部分に限る。)の厚生労働省令 文部科学大臣 七 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣	三 三の項下欄(第四号に係る部分に限る。)の厚生労働省令 内閣総理大臣 四 四の項下欄の厚生労働省令 国土交通大臣 五 五の項下欄、八の項下欄(第三号に係る部分に限る。)及び九の項下欄(第二号に係る部分に限る。)の厚生労働省令 財務大臣 六 八の項下欄(第一号に係る部分に限る。)及び九の項下欄(第一号に係る部分に限る。)の厚生労働省令 文部科学大臣 七 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣	二 執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)附則第三条第一項の規定によりなお從前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法(昭和四十五年法律第二百十一号)附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報	

業者 売事販用権は特定工具社

第一項 本事業の廃止があつたによる 文の指定き、同法第七十八条の法第四十 同法第八十の規定による同法第二条の二 条第二十四条の二第一項本第一項本 二項に規定の取消しがあ文の指定 する地つたとき、又は同法第の全部又 域密着型七十八条の十二において一部の 介護老人で読み替えて準用する効力の停 福祉施設同法第七十条の二第一止があ に係る指項の規定により同法第 定及び同四十二条の二第一項本 介護の指定の効力が失わ れたとき。



市町村	福祉事務所設置なし町村
第十二条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項、第七十八条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項、第七十八条第一項から第四項まで並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで並びに第十九条第六項及び第七項、第二十四条第十一項並びに第二十五条第三項	第十二条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項、第七十八条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項、第七十八条第一項から第四項まで並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで並びに第二十五条第三項